

議 会 運 営 委 員 会 記 録

日 時	令和 4 年 9 月 1 5 日 (木) 午後 3 時 3 2 分～午後 4 時 1 5 分
場 所	第 2 ・ 第 3 委 員 会 室
出席委員	◎阿比留義顯 ○塚本竜太郎 議 長 円谷 憲人 副議長 岡田 智佳 後藤浩一郎 桜田慎太郎 鈴木 清丞 中島 俊 林 伸司 平野 光一 福元 愛 古川 隆史 松本 寛道 村越 誠 山田 一一 渡部 和子
委員外出席者	(傍聴) 内田 博紀 大橋 昌信 小川百合子 北村 和之 末永 康文 浜田智香子 林 紗絵子
欠席委員	
説明のため出席した者	副市長 (加藤 雅美)

○

午後 3時32分開会

○委員長 では、皆様おそろいようですので、ただいまから議会運営委員会を開きます。

○委員長 早速協議に入ります。会派からの意見書案についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○議事課長 お手元の資料1ページでございます。今回会派から提出されました意見書案は1件でございます。

こちらについては、関係する請願が提出されておられませんので、それぞれ各会派の御意見をいただき、御協議をいただきたいと存じます。以上です。

○委員長 それでは、本件について各会派の御意見ををお願いします。

では、御意見を伺います。

柏清風さん。

○後藤 議論はしましたが、まとまりませんでした。すみません。

○委員長 公明党さん。

○中島 うち、国が今しっかりと対応、またそれに伴って究明をしておりますので、それを見届けるということが優先だろうというふうに思っております。

○委員長 では、日本共産党さんは提案者ですので、市民サイド・ネットさん。

○松本 柏市議会としての意見を出すべきだと思います。賛成です。

○委員長 みらい民主かしわさん。

○鈴木 賛成です。

○委員長 意見が一致しませんでしたので、意見書は提出しないことといたします。

○委員長 次に、質疑並びに一般質問の通告日の変更等についてを議題といたします。

こちらについては、議長より御説明をお願いします。

○議長 資料3ページでございます。事前に各会派の皆様には御説明をしておりますが、前回の議会運営委員会での執行部からの申入れに対し、質疑並びに一般質問の通告書提出期限を現在の招集日の正午から招集日の2日前の正午に変更するものです。

なお、通告を早めた場合でも、各議員が質問を検討するための期間を引き続き確保するため、執行部には市政報告、議案等について提出を同様に早めてもらうことを要望し、適切に対応する旨の確約を得ております。

また、聞き取りへの協力については、各議員の判断に委ねられているものですが、今回の執行部からの申入れの趣旨を踏まえ、改めて各議員に聞き取りへの協力をお願いするとともに、新たに次の3点について協力をお願いしたいと思います。

まず、聞き取り日程については、執行部の負荷を平準化するため、通告日の翌日

から質疑並びに一般質問の初日までの間の指定日に行っていただくこと。次に、執行部が組織横断的な質問にも対応できるよう、電話による聞き取りは原則として行わず、対面またはオンラインにより行っていただくこと。3点目として、聞き取りに代わり原稿配付を行う場合には執行部の準備期間を考慮し、質問日の5日前までに執行部に原稿を配付すること。この3点を新たにお願いしたいと思います。私からは以上です。

○委員長 ただいま議長より御説明のあった通告日の変更については、無所属議員も含め、各会派の事前説明会も行われたと伺っておりますので、第4回定例会において試行的に実施し、効果を検証した上でそれ以降の実施については改めて検討したいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

なお、事前の御説明の際に、聞き取りについては執行部においてもさらなる工夫が必要ではないかという御意見も伺っております、その辺りについては執行部でも十分検討していただきたいと思います。

その他何か御意見等はございますでしょうか。（「委員長、委員外発言」と呼ぶ者あり）委員外発言を求められておりましたので、いかがいたしましょうか。よろしいですか。公明党さん、柏清風さん、よろしいですね。それでは、委員外発言を許します。

○末永康文委員外議員 執行部から何か横断的にできないという、先ほど委員長も議長からも説明ありましたが、今までの執行部と大きく変わったものは何かあるのでしょうか。なぜそういうことをしなきゃならないのか、もうちょっと説明していただきたいんですよ、それはね。変えるんだったら。試行的と言うけど、あれですか、今委員長試行的って言いましたけど、12月議会試行と言いましたけど、試行でやめることもあるんですか。それとも試行が定着するの、どちらでしょうか。それ委員長に質問ね。

執行部に質問ですけど、なぜそういうことする必要があるのか。横断的というのは、言うんだったら、それは執行部側は専門職なんですよ。法律に基づいて行政マンとしてやっているわけだから、それは答えられるはずなんですよ、それは何でも。答えられなければならないと私は思うんですよ。それを横断的どうのこうのと言うんですけど、そんな難しい発言をしているわけじゃないでしょう。どこで何がどうしてそういうふうになるのか説明していただきたいんですよ、詳しく。それで弊害になって、今まで、今日まで議会の中で説明が十分でないという執行部側の結論になったから、もうちょっと早く通告してくれというんだったら分かるんですよ。そうじゃない。それはもう悪いけど、職員の質が落ちているということでしょう、自ら。そんなことをチェック機関の議員に求めて、議員が審議して、じゃよかろうって、それはおかしくありません、あなた方議員として。それはチェック機関だから、それに応じてちゃんとやってくださいというのが普通でしょうよ。そして、どうしても日程的というんだったら日程をちょっと延ばして、もう一日か二日延ばしてやるとかね。もうちょっと下げるとか、日程を、初日を。下げるにすればいいわ

けでしょう、それは。そういうことを考えないと、何か言われたら即受け入れるというのは、それはおかしくありません、あなたたち今委員として。回答してくださいよ。

○委員長 ただいま委員外発言がありました。第1件目につきましては、先ほども申し上げましたとおり、第4回定例会において試行的に実施して効果を検証した上で、それ以降の実施については改めて検討いたしますということを申し上げましたので、そういう方向で実施したいと思います。

2件目につきましても、各会派の説明会の中でいろんな意見が出されまして、先ほど私から申し上げましたように、執行部のほうも何か工夫が必要なんではないかと、これも試行の中で執行部もしっかり検討してもらって、例えば原稿を出したら5日前じゃなくて4日前にできそうだとか、ズームにすれば、何とかもう一日縮められるとか、いろんな工夫があると思いますので、そこも執行部にはしっかり検討していただきたいというふうに思っております。

その他、執行部から何か追加説明ありますでしょうか。

加藤副市長。

○副市長 このたびはこちらの都合ということでこういった提案、申入れをさせていただいたことについては大変恐縮に思っているところでございます。先ほど御質問等がありました、その横断的なところというのは、行政縦割りのところもありまして、それぞれの部局なり組織で仕事していく上で、仕事をしている関係で、どうしても質問の対応については組織で調整した上での答弁をさせていただく必要があるというようなこともございます。そういったこともございまして、その時間が必要になるということが要因としているところでございます。あとは、物理的な問題といったら、これもまたこちらの勝手な言い分かもしれませんが、離れた部署同士でやるとしますと、なかなかその調整の仕方が、今現在はズームというものを利用していませんので、そっちに行ったりこっちに行ったりという、その時間的な制約も出てきてしまうというような状況になります。したがって、先ほど御意見もありました、そのやり方については私どものほうでも検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。（「委員長、いいですか」と呼ぶ者あり）

○委員長 はい、どうぞ。

○中島 委員外発言は、やっぱり今まで過去そんなに取ったことない特例だと思うので、永遠に続く話というのは（「永遠にはやらないよ」と呼ぶ者あり）それは、やはりほかの方も委員外発言の権利があるかも分からないので、特定の方が続けて話を質問し続けるというようなものはいかがなものかと感じるところです。

○末永康文委員外議員 委員長、いいですか。委員外発言はちゃんと決まっているんですよ、委員外発言できるというのが。だから、委員会に出れなかったり、会派がなかったら委員外発言できるってなっているんですよ。よく読んでくださいよ、勉強してください、もうちょっと。

それでね、委員長、聞き取り行きますよね、職員が。

○中島 続けてやるのはいかがなものかと思えます。

○末永康文委員外議員 職員はみんな来るけど、何もあれですよ、何も持ってこないで聞き取りをするんですよ。これは七、八年前、十年ぐらい前ですかね……

○中島 ほかの方も委員外発言したい方がいらっしゃるんじゃないかと思えますから。特定の方が……

○末永康文委員外議員 だから、中島君、何を言いたいの。私が言いたいののは、職員が課長クラスが来るんだったら分かるんだけど、職員が何も持ってこないで来るから、それをちゃんと横断的にどうなのかって職員が分からないから、聞き取りがうまくいっていないんじゃないですか、それは。職員、皆さんも発言する方は聞き取りだと分かるでしょう。今の職員何も持ってこないんですよ、書類を。書類を1冊、自分の担当のみんな持ってくれば整理できるはず、そこで私の担当の質問で、ああこれは他の部だなんて部に知らせるのが職員の任務なんですよ。ところが、何も持ってこないで質問するの聞くだけで帰るというやつやっているから、横断的にできないんですよ。だから、これ職員の問題でしょう。だから、きちっとチェックを我々する立場だから、それは横断的にやるとかどうのこうのというのは、職員間でやっていただきたいね。以上です。

○委員長 ほかにございますか。

北村議員、どうぞ。

○北村和之委員外議員 御発言の機会いただきましてありがとうございます。なるべく簡潔に申し上げます。今回のこの件は全部反対でもなく、そして受け入れるものではありませんけれども、やはり一言幾つか申し上げたいんですけども、先日無所属の議員の控室に事務局の方が来ていただいたときに頂いた書類の中に、専門性の高い質問が増えたり、コロナ対策等の組織的、横断的な質問が増加していること、部署間の調整、整合を図るための時間を要していること等々書かれております。専門性の高い質問が増えているなんていうふうには思わなくて、これは言い方としてこう書いてあるのかなど。狙いが一体何なのかというところを真正面から示していただければ、私は反対はいたしませんし、これはコロナが問題でこういうふうになっている、こういう申入れが出てきたのか。もうコロナは、もう始まって3年ぐらいたちますけれども、これはどういう理由でというのがちょっとよく分からないなと。ただ、否定はするものではないですけども、やはりじゃ職員さんも経験ある方が退職されて、今後新しく入ってくる中で、今末永議員の言ったようにいろんな質、質と言ったら失礼な言い方かもしれませんが、そういうのが落ちてきたり、もうちょっと研修を重ねたりとか、レベルを上げていかないといけないのではないかと思います。やはり日本の政治とか、世界の中でも日本の政治、そして我々市議会議員として市民の役に立つためにやはり我々は存在するわけですから、そういう必要な情報のやり取りとか、時間とかというのを十分に確保をしていただきたいことを議運の委員長、そして副市長、皆様をお願いをいたします。少し何かあれば御答弁、御答弁というかちょっと……

○委員長 内田議員、どうぞ。

○内田博紀委員外議員 貴重なお時間を頂戴して恐縮です。私は、1点疑念がある点を指摘したいと思います。事務局の御説明ですと、事前の説明会では通告書を提出して、今の御説明ですと、原稿配付の場合は5日までだけど、聞き取りの場合は5日前じゃなくてもいいのかどうか。仮に5日前だったとしたら、私はこの5日という日程が本当に執行部にとって必要なのかどうかというところは疑問ですし、これまでいろいろ審議をさせていただいておりますが、3日前の聞き取りでも、十分本会議では丁寧過ぎるぐらいの御答弁を頂戴していますので、私としてはこの5日を設定するということには疑問ですので、委員の皆様にも御理解いただきたいと思えますし、執行部はなぜ5日という日程、日時がそんなに必要なのかということについてはもう一度検証していただきたい。

それから、1つ気になるのは、専門性の高い質問というのは具体的にどういったものを指しているのか、もし見解があれば教えていただきたいと思えます。以上でございます。

○委員長 この場で回答を求められますか。

○内田博紀委員外議員 可能であれば、委員長の判断でお願いしたいと思えます。

○委員長 1件目につきましては、事前の説明も含めて5日前だというふうに私は理解しておりますが、執行部の方、答弁をできますか。

加藤副市長、どうぞ。

○副市長 まず、専門性ということは、ちょっと説明させていただきますと、やはり行政はいろいろな法令ですとか、そういったものに基づいて事務を執行しておりますので、そういったところで少しその確認をさせていただくという時間的な余裕ですとか、それから他市の状況ですとか、そういったものも含めて答弁と判断をさせていただくという時間が必要になっていくというようなところでございます。その専門性といっても、その法令だとかそういったのはもう分かり切ったことじゃないかというところなんですけども、なかなか制度改正があったりすると、そこら辺の趣旨ですとか内容というのがまだ完全に把握できていないという状況もございまして。そういったことで、専門性の高いというような文言でお願いをさせていただいたところでございます。以上です。

○委員長 内田議員、どうぞ。

○内田博紀委員外議員 改めて申し上げますけれども、今の御説明ですと、専門性というのは科学的知見とか、そういうものを指しているのかと思ったらそうではなかったもので、その点は少し残念だなという気はいたします。

それから、5日前の聞き取りは、やっぱり試行期間を経て、もし対応が可能でしたら3日前に戻していただき、というのは5日という期間で行政とか国の動向とか、情勢が一刻一刻変わるといってもございますので、私は3日前に、試行期間を終えて、検討の際には3日前に戻していただくことを委員の皆様にご提案するところでございます。以上でございます。

○委員長 北村委員、どうぞ。

○北村和之委員外議員 私の先ほどの発言に対してのお答えというのは、今ので充足していたので、大丈夫です。

1点だけちょっと追加で、聞き取りのあれで、今回古川議員と私は電話で聞き取りをしていたかと思うんです。違いました。ごめんなさい、失礼しました。一般質問の……ごめんなさい、じゃ今のは取消し。私は電話でヒアリングをしていただいたんですね、今回の議会、一般質問。今回は、これからは対面やズームや原稿配付でという話だったので、電話は駄目だという理由はいろんな部署にまたがるようなことであると、電話だとなかなか対応しにくいからということなんですけども、実際はスピーカーフォンで、私の電話の聞き取りのときは何人か部署がいた中でやっていただいて、別に滞りなくやっていたんですが、そういうことであれば私は従いたいと思いますが、聞きたいのは、やはり1回ヒアリングで終わったからって全て終わるわけじゃなくて、その後で追加の論点を出てきたりとか、逆に確認したいということとか、いろいろあると思うので、あともっと言うと、電話での聞き取りが1つの部署にしか明らかに関わらないようなこと、そういうときも電話は駄目なんじゃないでしょうか。やっぱり電話って結構、私便利だなと今さら思っているんですが、その部分だけちょっとお答えいただければと思います。

○委員長 先ほども御説明いたしましたように、12月議会で試行してみましようということで、議長からは協力をしてくださいということですので、まるっきりこのとおりじゃないと、もう懲罰ものだと言っている話でもありませんので、協力できる範囲で協力して、次の12月議会が終わった段階で、それがやっぱり非常に困ったのか、そこら辺も含めて次の議会のときに改めて決定していきたいというふうに、委員長としては考えております。それでよろしいでしょうか。

○平野 執行部側の市長や副市長も含めて、その部長、理事の答弁で、やはり全く今まで経験してこなかった分野の部長になったとか、そのときの6月議会であるとか、最初の議会だというのならともかくですが、しかし自分の所管する分野のことについては、部長、理事であれば、どんな質問であってもやはり答えられるというぐらいの勉強をやっぱりしていただきたいと思うんですよね。だから、その辺では資料が手元にないとか、資料、正確な数字を言わなきゃならないときはそうでしょうけれど、どんな質問があっても答えられる執行部であっていただきたいなというふうなことを議会の側からも執行部に、自分の所管する分野は何でもオーケーというぐらいの、ぜひ研さんを求めたいというふうに思うんです。

○後藤 すみません、ちょっと副市長にお伺いします。よろしいですか。それぞれの会派、議員によって聞き取りのスタイルというのは違うと思うんですけど、3日前でずっとやってきました。非常にその聞き取りにおいて、職員の長時間労働につながるとか、時間的な、帰るのが遅くなるとか、そういった現状というのはいかがなんでしょう。

○委員長 副市長、どうぞ。

○副市長 すみません、よろしいですか。答弁させていただきます。聞き取りをやって、手続的などころでお話しさせていただくと、持ち帰ってまず、その聞き取り終わった職員がその原稿、下案を作成するという作業がございます。その後に、組織ですので課長に確認をして、それから部長に確認して、市長答弁であればその後副市長確認で、最終的には市長の確認を得てというような、その作業がどうしても必要になってしまうというところがありますので、そのちょっと日程を取らせていただきたいというところが1点ございます。

それから、我々職員で専門的なものといいますか、部長であれば答弁できるというところなんですけども、正直議会での答弁というのは、やっぱり我々にとってはかなり緊張した中で、間違えてはいけないという思いでやっておりますというのは、もう会議録で残りますので、そこで間違ったことを言うってしまうというところの事態の重さだとか、そういうのを踏まえて答弁をさせていただいているというところもありまして、そういった関係で専門的な知識が必要なところもありますので、ある程度時間をいただければというところがございます。以上です。

○後藤 すみません、それもそうなんですけど、例えば5時15分がチャイムが鳴って、終業時間ですよ。その後5時15分も過ぎて、例えば6時、7時、8時ぐらいまで質問の聞き取りで並んでいるような姿を拝見したことがあるんですよ。そういったことも含めていかがなんでしょう、その長時間労働とこの議会の聞き取りというところで。

○委員長 加藤副市長、どうぞ。

○副市長 先ほども言いましたけど、聞き取りが終わってから答弁書を作成するというところ、もう1日目にまず作成しなければならないというような時間の制約があるものですから、時間外の勤務が増えているというのは実態としてございます。以上です。

○委員長 それでは……（「委員長、1点だけ、これ本当大事なことで、1点だけいいですか。本当に短く、ごめんなさい。私コロナで担当部署に連絡してこないでくれとか、控えてくれというのがまだ生きているのかということも聞きたいし、もともと今の話って……」と呼ぶ者あり）それでは、先ほど御説明しましたように（「委員長、何で」と呼ぶ者あり）第4回の議会では試行するというところで、あと議長からの協力依頼もございますので、そういうふうに御了承いただきたいと思います。

○委員長 次に、資料要求データの取扱いについてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 お手元の資料4ページでございます。先月26日の議会運営委員会の際に御説明した資料要求データのサイドボックスでの取扱いに対する要望に対応し、運用を変更することとなった場合の案を3つお示しをしております。案の①は、資料要求した議員さんのみが閲覧できるよう、全て資料要求のデータについて権限を設定するものです。他の議員さんが要求した資料を閲覧したい場合は、事務局に

申出を行っていただきます。また、サイドブックス上の一覧表については廃止をいたします。

案2につきましては、通常は閲覧制限を設けていませんが、要求の際にその議員からサイドブックスで公開したくない旨の申出があった場合に限り、他の議員さんからは閲覧できないよう当該資料に閲覧制限を設定いたします。また、サイドブックス上の一覧表につきましては、非公開の申出があった場合に限り番号以外は非公開とし、他の議員さんから一覧表を閲覧したい旨の申出があった場合は事務局にある情報を開示し、その上で当該資料についても閲覧したい場合についてはデータによる提供は行わず、紙媒体により提供をいたします。

案3につきましては、閲覧制限は設けませんが、サイドブックスへの格納を一定期間経過後に行います。要求した議員さん御本人には、執行部から資料提供があった後速やかにラインワークスのトークにより提供いたします。また、サイドブックス上の一覧表については、データ公開後に件名等を掲載いたします。以上です。

○委員長 それでは、本件について各会派の御意見をお願いします。

柏清風さん。

○後藤 対応することとなった場合の1、2、3とあるんですけども、うちの会派としては現状のやり方でよろしいかなということでもとまりました。

○委員長 公明党さん。

○中島 案が出た分だけの意見が割れて、まとまりませんでした。

○委員長 日本共産党さん。

○渡部 基本的に今のままでいいと思っているんですけども、ただ他の議員に公開したくないという方がいた場合、それもやはり尊重してもいいのかなと思って、その場合は変更するとしたら案2のほうに賛成します。

○委員長 市民サイド・ネットさん。

○松本 いずれにしても公開されているデータで、公開しない、サイドブックス上に置かないとしても公開されるデータなので、現状でよいと思います。

○委員長 みらい民主かしわさん。

○鈴木 案2でまとまっております。

○委員長 意見が一致いたしませんでしたので、運用は変更しないことといたします。

○委員長 次に、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○議事課長 資料5ページを御覧ください。後藤浩一郎議員から9月22日付で千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職願を提出したいとの申出が議長宛てにございました。広域連合に確認したところ、同日付で許可される見通しである旨報告をいただいております。したがって、9月22日最終日の日程にのせ、投票によ

り選挙を行うこととなります。以上でございます。

○委員長 ただいまの説明でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、最終日に選挙を行いますので、よろしく申し上げます。

○委員長 ここで議長より御発言がございます。

○議長 お疲れのところ申し訳ありません、お時間いただきます。本日で質疑並びに一般質問が終了いたしました。スムーズな議会運営に御協力いただきありがとうございます。その中で、4つほどお願いがございます。

まず、議場における資料掲示についてでございます。本定例会においても多くの議員が議場での資料掲示を行っておられましたが、その中で長時間にわたって資料掲示を行い、執行部に対しての質問というよりも資料の説明が中心になってしまっているように見受けられる事例がございました。掲示資料については、過去の議会運営委員会において、議会は言論の場であり、一般質問の資料掲示はあくまでも発言を補完するものとしての位置づけであるということについて申合せがなされております。申合せから逸脱するようなものについては、私としても掲示の許可をいたしかねますので、各議員におかれましては、いま一度御注意をいただきたいと思ます。

次に、議場及び第5・第6委員会室での居眠りをしているのではないかと誤解をされるような行動が散見されました。離席も含め、市民の方に誤解を与えるような行動とならないようお願いいたします。

3点目ですが、議案付託が見込まれる委員会の議員がその議案について質問を行おうとしていたため、付託委員会の議員は本会議での質疑を遠慮するという先例に基づき、私のほうから注意をいたしました。ただ、この先例については、質疑並びに一般質問として実施している現状にはそぐわなくなっているのではないかと私も考えておりますので、今後の取扱いについては機会を捉えて協議をしていただければと思ます。

最後に、こちらは執行部に対してのお願いです。本定例会でも、感染対策として執行部の出席者は特別職及び答弁の想定される理事者等に限定するようお願いをいたしました。次の定例会における対応については、改めてこの議会運営委員会で協議することになりますが、今後の感染状況によっては引き続き出席者を限定していただくことも想定されます。その場合であっても、執行部として各議員の質問には不足なく答弁できるよう、通告のあった答弁者に限らず、2問目以降に答弁することが想定される理事者等についても必ず議場に出席していただくようお願いをいたします。私からは以上です。

○委員長 ただいまの議長の御発言について何かございますか。

松本委員。

○松本 資料の掲示についてなんです、資料があることですごく分かりやすくな

っていると思います。私は、今回違和感の特にはなかったんですけども、どの辺までが問題なのかとか、どの議員のことなのかとか、または恐らく皆さん、質問する議員についてはこれが最善だと思ってやっているの、具体的にどれぐらいの話なのかということ言われないと、つかめないんじゃないかなと思います。

○委員長 議長、答弁って可能ですか。

○議長 ちょっと個別のお名前は、今回は控えさせていただこうかと思うんですが、例えば中継もされている中で、ずっと資料が掲示されている状況になっていたりとかというところがありまして、あくまでも、先ほども申し上げましたけれども、御自身の発言を補完するものであって、要はそれをずっと読み上げるとか、そういう形にならないようお願いをしたいというようなことでございます。（「委員外発言」と呼ぶ者あり）

○委員長 委員外発言を求められておりますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃ、どうぞ、末永議員、どうぞ。

○末永康文委員外議員 今議長から提案ありました、執行部には提案あったんですけど、私は議長の采配としてそういう場合は、例えば関連の質問があって、その人がいないといった場合は、暫時休憩入れてその場へ来てもらって、そして発言を求めると、これは議会運営の基本中の基本ですよ。だから、先ほどの執行部の連携していないというのもそうですけど、議長がずっと采配して見ていて、これは環境部だな、企画部だなと思ったら、関連で企画部長答弁しなさいと言うのが議長の采配ですよ、議会の。そういうこと今まで柏市は一切しないで、横から事務局出したのに次、誰、次、誰ってやっているだけでしょう。そうじゃなくて、議会運営は生ものだから、きちっと答弁をさせる。しなかった場合はそこで暫時休憩して、我孫子市のようにね。暫時休憩して、そして答弁を求めると。できるかできないのか。できるんだったら、すぐ再開する。暫時休憩は、その場で暫時休憩ですってやればいいことなんです。これが議会の運営なんです。これは。討論するところね。それが全く柏市はできていなくて、何か議会事務局が出したやつを名前を当てているだけというの。これが全然違う議会運営をしているんです。だから、基本的な議会運営をしっかりとやって、暫時休憩、時間かかるかもしれんけど、暫時休憩をしてちゃんとやる。その場合は今の議長が言ったことは、暫時休憩が頻繁にないように、ぜひ執行部は答弁ができる方を参加させてくださいと、これ言えば、これは抜群なんです。だけど、全くそれしないで、議長が議会運営が全然できていなくて、そういうことやっているから問題が起きるんです。だから、議長が采配をしっかりとやっていただきたいんですよ。ぜひお願いします、12月議会から。

○委員長 ほかにございますか。

渡部委員。

○渡部 今の③番の議案のことについては、私もちょっと意見を持っていました。この申合せというか、先例が決まったのはずっと前のことなんです。一般質問と議案と一緒にやるようになって、そうすると自分の担当委員会であっても、やはり

いろんな角度から聞きたい。それを聞いたことによって、今度委員会の質疑がスムーズに行く、より深められるということもあるので、ここがやはり今後柔軟に考えて、例えば自分がその質問している途中で、ちょっとそれはと言われると、その後の流れが人によって、私なんかそうですけども、次どうしようかって頭がぐるぐるパニックになっちゃうときがあるので、柔軟にぜひやっていただいて、担当委員会であってもやはり質問できて、その場合はなるべく大綱的に、委員会の質疑を深めるような角度で質問するという、そういう柔軟性はぜひ、私今は必要ではないかなってちょっと思いましたので、ぜひ議長のほうから今提案がありましたので、検討していきたいと、皆さんとね、と思いました。以上です。

○委員長 ただいま渡部委員から謙虚な御指摘がございましたけど、そこは委員長、副委員長と、あと議長、副議長とも協議しながら、ちょっと今後の進め方については、また皆様と提案させていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

平野委員。

○平野 資料揭示のことなんですが、よく見ないと理解するのが困難な資料もあります。できるだけ分かりやすい資料作るべきなんでしょうけれど。それと、その揭示するときにカメラを切り替えてくださいって、戻してくださいと言うでしょう。だけど、その戻していただいた後の質問の内容、話の内容によっては資料を提示、ずっと揭示していたほうがその話を理解しやすいことがあるわけなんですよね。だから、資料の説明だけをしているのは、その本来の質問じゃありませんよということなんでしょうけれど、資料の揭示の時間の長さが問題ではないんじゃないかなと思いますので、その辺は、これは資料をずっと見ておいてほしいと、見ながら質問を聞いてほしいという場合もあるので、その辺は注意していただきたいなというように思います。

○委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 先ほど議長からありましたように、各議員の皆様も、執行部の皆様も注意してやっていけるところはしっかりやっていただきたいと思います。

○委員長 ここで副市長から発言を求められておりますので、発言を許します。

加藤副市長、どうぞ。

○副市長 お忙しいところ、またお疲れのところ本当に申し訳ございません。私のほうからちょっとお願い事がありまして、今国のほうでコロナ対策の関係で非課税世帯、住民税非課税世帯に対する一律の5万円の支給ということが、国のほうではもう確定しております。そこで、その今状況なんですけども、5万円の確定はしているんですけども、予算のところ、国のほうでは予備費を全額充てるというような考えでやっております。予備費を充当するというのは閣議決定が必要だということで、その閣議決定がなされていないような状況になっております。その閣議決定

なんですけども、今情報として捉えているところでは、週明け20日の日に閣議決定がされるというような方向で、今国のほうは動いているというような状況でございます。そうしますと、その閣議決定がすると、各市町村を通して交付することになりますので、その事務作業が必要になってくると、補正予算というようなことをどうしても市町村においてはやらなくてはならないという状況にあります。柏市も当然のごとく、そうした場合には補正予算を組んで議会の議決をいただいて、交付をしていくというようなことで今考えております。

そういったことで、その20日に閣議決定がされたとしても、詳細が来るのはその翌日くらいになってしまいそうなので、そうすると事務整理日の21日の日に、皆様にちょっと内容をお知らせするような状況になってしまうということになります。ですので、対面で説明をする機会がないという状況にもございます。ただ、やり方によってはできるというものもありますので、例えばズームでやってくれだとかということであれば、それはそこで対応も考えさせていただきます。必要に応じて資料のほうは、21日中には皆様のほうに御覧いただけるような状況にしたいと思えます。最終的な議案をつくって、22日の日に追加で提案をさせていただいて、可能でしたらそこで採決をいただいて、やるということになれば、そこから事務がスタートできるというような状況になりますので、そこら辺のお願いです。

具体的には、柏市がじゃどのくらいの額になるのかといいますと、今現在での試算では約23億ぐらいの金額、総額でなる予定でございます。時期的なものにつきましてはこの基準日がありまして、10月1日とその所得制限、その状況の基準日になります。その後の作業になりますので、おおむね11月に入ってから支給になるかというような現状でございます。ただ、詳細のものがまだ来ておりませんので、そこについてはちょっとまだ、今この現時点ではそのスケジュールだということは明言はできませんけども、そんなような状況になっておりますので、御協力いただければありがたいというところでございます。

そして、これもまた閣議決定が仮に20日になかったとすると、また改めてちょっと仕切り直しという形になってしまいますので、そこら辺も踏まえてのお願いになります。本当に流動的なところで恐縮なんですけども、そのお願いのほうさせていただきたいと思えます。以上でございます。

○委員長 ただいま副市長から御説明のあった追加議案ですが、20日に閣議決定された場合は、事務局としてこの後の取扱いについてちょっと御説明をお願いします。

○議事課長 それでは、御説明をさせていただきます。最終日に補正予算が追加議案として提出された例は、実は昨年、第4回定例会にございました。こちらは、子育て世帯臨時特別給付金に関する補正予算でございました。その際には、当日の会議の日程にのせまして、質疑を3問制で行い、委員会付託、討論を省略し採決しております。以上でございます。

○委員長 それでは、追加議案が提出されることとなった場合には、最終日の議会運営委員会で改めて協議いたしたいと思えます。

○委員長 次回は9月22日木曜日、最終日の午前11時から開く予定であります。

○委員長 以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午後 4時15分閉会